

遅延理由書

毒物及び劇物取締法施行規則第4条の定めるところにより、毒物劇物 販売業の登録更新を登録の日 (年 月 日) から起算して6年を経過した日の1月前までに申請しなければならないところのため今日まで遅延しました。

今後は、毒物及び劇物取締法を遵守し、再びこのようなことのないよう十分注意をいたしますので、今回に限り、よろしくお取り計らい願います。

年 月 日

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

船橋市保健所長

あて